

1人での外出に困っておられる皆様へ ～福祉有償運送サービスをご利用ください～

☆制度の概要

・登録条件

道路運送法に基づいて県（国）の登録を受けて活動しております。

・利用できる人

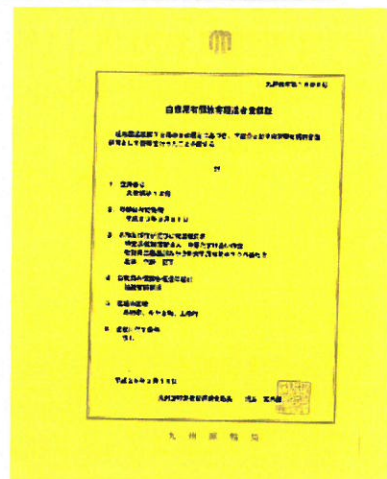
(1) 一人で外出が困難な方で

- ① 身体障害者
- ② 介護保険要支援者（Ⅰ，Ⅱ）
- ③ 介護保険要介護者（Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ，Ⅴ）
- ④ その他障害を有する人

上記の方でタクシー等公共交通機関を利用しても1人での外出が困難な方に対し市、町が利用対象者と確認された方が利用可能となります。

(2) 鳥栖市、三養基郡内在住者又は、目的地が鳥栖市、三養基郡内となる方で中原たすけあいの会の会員であること。

(3) 複数での同時利用は、特別の場合を除きできません。



～登録証～

☆運行

・バス等の定時、定路線と異なり、希望される日・時に希望される場所へ運行します。

・希望があれば、病院、買い物での付添や荷物の持ち運び等もお手伝いします。

・利用は、原則予約制です。利用前日の午前中までに申し込んで下さい。（当日直前では日・時等が希望に添えない場合があります。）

・運行日時は、原則月曜日から土曜日の午前8時30分～午後4時までです。

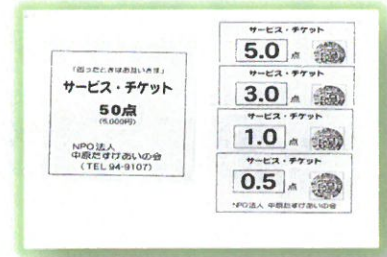
※特別な場合（透析等）を除き日祭日、お盆、正月は休みます。



～活動中風景～

☆ 運行対価 (料金)

- ・制度は非営利活動であり実費の範囲 (営利を目的としない) で、おおむねタクシー料金の2分の1を目安に設定する。
(運営協議会の協議が必要)
- ・中原たすけあいの会では、実運行時間、距離に対し1時間700円、1Km当り50円で計算します。
- ・支払は原則チケット(1冊5,000円)を事前購入し、その都度必要分をチケットで支払っていただきます。



～チケット～

☆ 安全対策

- ・運転者は、Ⅱ種免許又は国が定めた講習 (2日間) を受講した者。
- ・更に、心優しい思いやりのある方が活動時間に余裕をもって対応します。
- ・万が一、事故が発生した時の為に、自動車保険はもちろんNPO活動総合保険 (賠償責任保険、傷害保険) に加入しており、その範囲で対応いたします
- ・運行管理、指揮命令等法令に基づいて体制をとっております。



～実技講習風景～

☆ 入会条件・手続き

- ・中原たすけあいの会の理念「困った時はお互い様。助けたり、助けられたり」に賛同する人。
- ・入会金2,000円、会費 正会員1,000円/年、運営会員3,000円/年 賛助会費 (個人3,000円/年、法人5,000円/年) を負担している方。

認定NPO法人

中原たすけあいの会

住所 みやき町大字原古賀 6706-2
(西寒水旧国道沿い)

電話 0942-94-9107

FAX 0942-94-9108

<http://nakabarutasukeai.jimdo.com/>

